

伊豆の国市開発行為等事務処理の手引き

第1条(趣旨)

この手引きは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第3章第1節に係る開発許可制度の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条(関係法令の略称)

この手引きにおいては、都市計画法、とし計画法施行令(昭和44年政令第158号)、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)及び都市計画法施行細則(平成20年伊豆の国市規則第6号)を、それぞれ法、政令、省令及び規則という。

第3条(開発行為予備審査)

1 法第29条第1項の規定による開発行為の許可を申請しようとする者の利便を図るため、その者の依頼によりあらかじめ次の要領により開発行為予備審査(以下「予備審査」という。)を行うことができるものとする。ただし、伊豆の国市土地利用事業の適正化に関する指導要綱(平成17年伊豆の国市告示第50号。以下「指導要綱」という。)第6条の規定による承認を受けた事業については、この限りではない。

(1) 予備審査の依頼は、様式第1号による開発行為予備審査依頼書に次に掲げる図書を添付して市長に提出するものとする。

ア 様式第2号による開発計画概要書

イ 法第34条各号のいずれかに該当する理由を示す書面(市街化調整区域の場合のみ。作成要領は別表2による。)

ウ 開発区域位置図(作成要領は別表1)

エ 現況図(作成要領は別表1)

オ 土地利用計画図(作成要領は別表1)

カ 開発区域を明らかにする不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面(以下「公図等」という。)の写し(作成要領は別表1)

キ 接続道路の概要及び改修計画書(必要に応じて現況交通量及び予想発生交通量等を示し、道路改修の必要性を検討すること)

ク 流末水路の概要及び改修計画書(放流先河川の流下能力を示し、河川改修の要否について検討すること)

ケ 現況写真(手札判程度)

(2) 予備審査は、様式第3号による開発行為現地予備審査表により、書類審査及び現地調査を行うものとする。

(3) 現地調査は、関係機関及び予備審査依頼者の立会いの上で、次に定める事項について調査するものとする。

ア 地域及び地区の確認

イ 開発区域に存在する歴史的・自然機能の役割

ウ 開発区域内及び周辺の崖くずれ及び出水の状況

エ 開発区域内の土地の地盤の状況

- オ 開発計画により予測される各種公害の発生の有無
 - カ 開発計画の需要に対する既設の水道若しくはその他の給水施設の能力又は市の給水計画に対する適合性
 - キ その他必要とされる公共施設の設置の見通し
 - ク 開発区域内の下水(汚水及び雨水)を適切に排出できる開発区域外の排水施設等の存在の有無及び放流先までの距離と対策
 - ケ 樹木の保存計画とその適否
 - コ 消防水利の存在の有無
 - サ 開発行為及び建築行為に必要な工事用重機等車両の進入路の有無及び安全性
 - シ 工事期間中に必要とされる防災対策
 - ス 開発行為及び建築行為をするに当たって必要とされる他の法令の許認可名及びその担当課
- (4) 予備審査の結果に基づき他の法令との関連から特に重要と認められるものについては、関係機関との調整を図るものとする。
- 2 予備審査が終了したときは、開発行為現地予備審査表により決裁を受け、その結果を様式第4号により予備審査依頼者に通知するものとする。また、この通知は、通知書に記載された通知の日から3年以内に開発行為の許可申請を行わない場合は、その効力を失うものとする。
- 3 開発行為の許可申請前において、法、政令、省令、規則及び指導要綱の改正があった場合は、必要に応じて再度予備審査を行うものとする。

第4条(開発行為の許可)

- 1 法第29条第1項の規定による開発許可に関しては、次の要領により行うものとする。
- (1) 省令第16条に規定する様式第5号による開発行為許可申請書に次に掲げる図書を添付して市長に提出するものとする。
 - ア 省令第16条第2項に規定する様式第6号による設計説明書
 - イ 省令第15条第1項第4号に規定する様式第7号による資金計画書(自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。)
 - ウ 様式第8号による開発区域内権利者一覧表及び様式第9号による開発行為の施行等の同意書
 - エ 様式第10号による設計者の資格に関する申告書(開発区域の面積が1ha以上のものに限る。)
 - オ 申請者の住民票の写し(法人にあっては、法人の登記事項証明書)又はこれに準ずる書類
 - カ 様式第11号による法第33条第1項第12号に規定する事項を証する書類(自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。)
 - キ 様式第12号による法第33条第1項第13号に規定する事項を証する書類(自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。)
 - ク 様式第13号による法第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書面
 - ケ 様式第14号による法第32条第2項に規定する協議の経過を示す書面

- コ 開発区域に含まれる土地に係る不動産登記法第 119 条第1項に規定する登記事項証明書(以下「土地の登記事項証明書」という。)
- サ 現況写真
- シ 予備審査結果通知に対する措置状況を示す書面
- ス 現況図(作成要領は別表1)
- セ 土地利用計画図(作成要領は別表1)
- ソ 公図等の写し(作成要領は別表1)
- タ 造成計画平面図(作成要領は別表1)
- チ 造成計画断面図(作成要領は別表1)
- ツ 排水施設計画平面図(作成要領は別表1)
- テ 給水施設計画平面図(作成要領は別表1)
- ト がけの断面図(作成要領は別表1)
- ナ 擁壁の断面図(作成要領は別表1)
- ニ 開発区域位置図(作成要領は別表1)
- ヌ 開発区域区域図(作成要領は別表1)
- ネ 開発区域の土地の求積図(作成要領は別表1)
- ノ 予定建築物の計画平面図(作成要領は別表1)
- ハ 予定建築物の計画立面図(作成要領は別表1)
- ヒ 防災工事計画平面図(作成要領は別表1)
- フ 防災施設構造図(作成要領は別表1)
- ヘ 構造計算書(作成要領は別表1)
- ホ 安定計算書(作成要領は別表1)
- マ 水理計算書(作成要領は別表1)
- ミ 土地調査書及び地盤改良計画図書(作成要領は別表1)
- ム 接続道路の概要及び改修計画書
- メ 流末水路の概要及び改修計画書
- モ その他市長が必要と認めるもの

(2) 申請書の審査は、様式第 15 号による開発行為審査表により行うものとし、特に重要と認められるものについては、関係機関と協議し意見書の提出を求めた上で、この旨審査表に記載しておくものとする。

2 審査が終了したときは、開発行為審査表を添付して決裁を受け、様式第 16 号により申請者に許可の通知を行うものとする。この通知は、許可印を押した申請図書に添付して行うものとする。

3 法第 79 条の規定に基づき許可に際し付す条件は、次に掲げる事項とする。

- ア 工事着手に当たっては、工事着手届に工程表を添付して提出すること。なお、工程表より工事が遅延した場合には、遅延理由書を提出すること。
- イ 工事完了後掘削等の特別の方法によらなければ形状、寸法等が確認できない箇所については、各工程が明確に判定できるよう写真を撮影しておくこと。
- ウ 工事を廃止する場合には、工事の廃止の届出を行うとともに、工事により損なわれた公共施設の機能の回復を図ること。また、防災上必要な措置を行なうこと。

- エ 工事施工中の防災措置を十分行うこと。
- オ 許可のあった日から起算して2年以内に工事に着手しない場合は、許可を取り消すことがあること。
- カ その他都市計画法上必要と認められる事項

第5条(開発許可の技術的基準)

開発許可に係る技術的基準に関しては、法、政令及び省令で定めるもののほか、別に定める「伊豆の国市開発許可技術的指導基準」によるものとする。

第6条(既存権利者の届出)

法第34条第13号の規定による既存の権利者の届出をしようとする者は、様式第17号による都市計画法第34条第13号の規定による届出書に次に掲げる図書を添付して市長に届け出なければならない。

- ア 位置図(作成要領は別表1)
- イ 土地の登記事項証明書
- ウ 公図等の写し(作成要領は別表1)
- エ 配置図(作成要領は別表1)
- オ 現況写真
- カ 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項第5号又は第5条第1項第3号の規定による届出をしたことを証する書類の写し(当該届出に係る土地が農地又は採草放牧地の場合に限る。)
- キ その他市長が必要と認めるもの

第7条(開発許可に係る事項の変更)

- 1 法第35条の2第1項の規定による変更の許可等に関しては、次の要領により行うものとする。
 - (1) 法第35条の2第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、様式第18号による開発行為変更許可申請書に次に掲げる図書を添付して市長に提出するものとする。
 - ア 変更しようとする理由を示す書面
 - イ 変更事項新旧対照表(変更事項について変更前と変更後を対照したもの。)
 - ウ 変更箇所が確認できる図書(作成要領は第4条(開発行為の許可)に準ずる。)
 - (2) 申請書の審査は、様式第19号による開発行為変更許可審査表により行うものとする。
- 2 審査が終了したときは、開発行為変更許可審査表を添付して決裁を受け、様式第20号により申請者に許可の通知を行うものとする。この通知は、許可印を押した申請図書に添付して行うものとする。
- 3 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第21号による開発行為変更届は、市長に届け出するものとする。

第8条(工事着手の届出)

開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る開発行為に関する工事に着手する前に、様式第22号による工事着手届に様式第23号による工程表を添付して市長に届け出なければならない。

第9条(工程報告等)

- 1 開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事があらかじめ市長が指定した工程に達した場合は、様式第 24 号による指定工程報告書により市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合において災害の防止等のため必要と認めるときは、当該開発行為に関する工事において行われる工事の状況を検査することができる。

第 10 条(写真の整備)

開発許可を受けた者は、別に定める「写真の整備について」の要領により、写真を整備しておくものとする。

第 11 条(開発行為許可標識の掲示)

開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事に着手した日から法第 36 条第3項の規定による公告の日までの間、当該開発許可を受けた開発区域内であって当該開発区域の周囲から見やすい場所に様式第 25 号による開発行為許可標識を掲示しなければならない。

第 12 条(工事完了の検査)

- 1 法第 36 条の規定による工事完了の検査等に関しては、次の要領により行うものとする。
 - (1) 法第 36 条第1項の届出は、省令第 29 条に規定する様式第 26 号による工事完了届出書及び様式第 27 号による公共施設工事完了届出書に次に掲げる図書を添付して市長に届け出なければならない。
 - ア 位置図(作成要領は別表1)
 - イ 許可書の写し
 - ウ 公共施設に関する工事について当該施設の管理者又は管理者となるべき者の工事の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す図面
 - エ 品質管理表
 - オ 出来形管理表
 - カ 実質工程表
 - キ 土地利用計画図(作成要領は別表1)
 - ク 造成計画平面図(作成要領は別表1)
 - ケ 造成計画断面図(作成要領は別表1)
 - コ 擁壁の出来形図(作成要領は別表1)
 - サ 防災施設の出来形図(作成要領は別表1)
 - シ 区画確定測量図(宅地分譲を目的として開発許可を受けた場合に限る。)
 - ス 工事の施工状況が確認できる写真
 - セ その他市長が必要と認めるもの
 - (2) 完了検査は、関係機関及び開発者立会いの上で、別に定める「開発行為に関する工事検査要領」により行うものとし、検査の結果を様式第 28 号による開発行為に関する工事の完了検査結果書にとりまとめておくものとする。
 - (3) 検査の結果、手直工事等の指示を受けた開発者は、指示に係る工事等を完了させ、様式第 29 号による手直工事(指示事項)完了報告書に次に掲げる図書を添付して市長に提出するものとする。

- ア 手直工事箇所の位置図(造成計画平面図を利用すること。)
 - イ 工事前及び工事完了後の写真
- (4) 手直工事については、再検査を行うものとする。なお、写真で手直の内容が確認できる場合は、現場検査を省略できるものとする。
- 2 検査又は再検査の結果、開発行為に関する工事又は公共施設に関する工事が当該開発許可の内容に適合していると認めたときは、完了検査結果書を添付して決裁を受け、様式第 30 号による開発行為に関する工事の検査済証又は様式第 31 号による公共施設に関する工事の検査済証を交付するものとする。なお、検査済証の交付前に、公共施設の管理者となるべき者の検査状況及び公共施設の敷地の帰属手続の状況を確認するなど、的確に市町村ごと。
- 3 検査済証を交付したときは、遅滞なく工事が完了した旨を公告するものとする。この公告は、伊豆の国市公告式条例(平成 17 年伊豆の国市条例第 3 号)第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

第 13 条(建築等の制限解除)

- 1 法第 37 条第 1 号の規定による建築等の制限解除に関しては、次の要領により行うものとする。
- (1) 開発許可を受けた開発区域内において、法第 37 条ただし書の規定により建築等の制限解除を受けようとする者は、様式第 32 号による開発区域内における建築等制限解除申請書に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。
- ア 位置図(作成要領は別表 1)
 - イ 公共施設に関する工事について当該施設の管理者又は管理者となるべき者の工事の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す図面
 - ウ 品質管理表
 - エ 出来形管理表
 - オ 建築工事工程表
 - カ 土地利用計画図(作成要領は別表 1)
 - キ 造成計画平面図(作成要領は別表 1)
 - ク 造成計画断面図(作成要領は別表 1)
 - ケ 擁壁の出来形図(作成要領は別表 1)
 - コ 防災施設の出来形図(作成要領は別表 1)
 - サ 建築物等の位置図(作成要領は別表 1)
 - シ 建築物等の配置図(作成要領は別表 1)
 - ス 建築物等の平面図(作成要領は別表 1)
 - セ 建築物等の立面図(作成要領は別表 1)
 - ソ 建築物等の用途、構造、規模(建築面積、延べ面積及び階数)及び棟数を示す書面
 - タ 工事の施工状況及び現況が確認できる写真
 - チ その他市長が必要と認めるもの
- (2) 申請書の審査は、様式第 33 号による開発区域内における建築等制限解除審査表により行うものとし、原則として現場の検査を行うものとする。この現場検査の要領は、第 12 条(工事の完了検査)(2)、(3)及び(4)に準ずるものとする。

2 審査が終了したときは、開発区域内における建築等制限解除審査表を添付して決裁を受け、様式第 34 号により申請者に解除の通知を行うものとする。

この通知は、許可印を押した申請図書を添付して行うものとする。

第 14 条(建築等の制限解除の基準)

法第 37 条ただし書の規定による建築等の制限解除は、次に掲げる事項の一に該当し、安全上支障がなく、かつ、開発行為が許可どおり行われる見通しのある場合に行うものとする。

なお、公共施設に関する工事が完了していないものについては、行わないものとする。ただし、施工上等の理由によりやむを得ないもので、工事の進捗状況等により確実に完了すると認められるものはこの限りでない。

- ア 住宅地造成等で、官公署、污水处理場その他の公益的施設を先行的に建築するもの。
- イ 開発行為に関する工事と建築等の工事が重複し、建築等の工事に着手しないと開発行為に関する工事が完了しないもの。
- ウ 開発行為に関する工事の完了前に建築等に着手しないと、工事に著しい手戻りを生ずるもの。
- エ 収用対象事業の施行により移転又は除却するために必要となったもの。
- オ その他特に必要があると認められるもの。

第 15 条(工事廃止の届出)

1 法第 38 条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出に関しては、次の要領により行うものとする。

(1) 法第 38 条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出をしようとする者は、様式第 35 号による開発行為に関する工事の廃止の届出書に次に掲げる図書を添付して市長に提出するものとする。

- ア 位置図(作成要領は別表1)
- イ 現況図(作成要領は別表1)
- ウ 工事の廃止に伴う公共施設の機能の回復計画書
- エ 工事の廃止に伴う防災工事計画書
- オ 現況写真
- カ 工事の施行状況が確認できる写真(工事着手した場合に限る。)

(2) 廃止の届出の審査は、様式第 36 号による開発行為工事廃止届受理審査表により行うものとし、工事着手したものにあっては、工事の廃止に伴う公共施設の機能回復措置及び防災措置について現地の確認を行うものとする。この現地確認の要領は、第 12 条(工事の完了検査)(2)、(3)及び(4)に準ずるものとする。

2 審査が終了したときは、決裁を受け、様式第 37 号により届出者に受理の通知を行うものとする。

第 16 条(制限区域内における建築の許可)

1 法第 41 条第 2 項ただし書の規定による制限区域内における建築の許可を受けようとする者は、様式第 38 号による制限区域内における建築の許可申請書に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- ア 位置図(作成要領は別表1)
- イ 開発許可を受けたときの土地利用計画図
- ウ 建築物等の位置図(作成要領は別表1)
- エ 建築物等の配置図(作成要領は別表1)
- オ 建築物等の平面図(作成要領は別表1)
- カ 建築物等の立面図(作成要領は別表1)
- キ 建築物等の用途、構造、規模(建築面積、延べ面積及び階数)及び棟数を示す書面
- ク 現況写真
- ケ その他市長が必要と認めるもの

2 審査が終了したときは、決裁を受け、様式第 39 号により申請者に許可の通知を行うものとする。

第 17 条(予定建築物等以外の建築等の許可)

1 法第 42 条第 1 項ただし書の規定による予定建築物等以外の建築等の許可を受けようとする者は、様式第 40 号による予定建築物等以外の建築等の許可申請書に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- ア 位置図(作成要領は別表1)
- イ 当初の許可書の写し
- ウ 開発許可を受けたときの土地利用計画図
- エ 建築物等の位置図(作成要領は別表1)
- オ 建築物等の配置図(作成要領は別表1)
- カ 建築物等の平面図(作成要領は別表1)
- キ 建築物等の立面図(作成要領は別表1)
- ク 建築物等の用途、構造、規模(建築面積、延べ面積及び階数)及び棟数を示す書面
- ケ 現況写真
- コ その他市長が必要と認めるもの

2 審査が終了したときは、決裁を受け、様式第 39 号により申請者に許可の通知を行うものとする。

第 18 条(建築等の許可)

1 法第 43 条第 1 項の規定による開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可を受けようとする者は、様式第 41 号による建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書に次に掲げる書類及び図書を添付して市長に提出しなければならない。

- ア 政令第 36 条第 1 項第 3 号に該当する理由を示す書面
- イ 様式第 42 号による敷地概要書
- ウ 土地の使用承諾書
- エ 土地の登記事項証明書
- オ 公図等の写し(作成要領は別表1)
- カ 付近見取図(作成要領は別表1)
- キ 敷地現況図(作成要領は別表1)
- ク 配置図(作成要領は別表1)

- ケ 敷地断面図(作成要領は別表1)
- コ 敷地求積図(作成要領は別表1)
- サ 建築物の平面図(作成要領は別表1)
- シ 建築物の立面図(作成要領は別表1)
- ス 現況写真
- セ その他市長が必要と認めるもの

2 審査が終了したときは、決裁を受け、様式第 43号により申請者に許可の通知を行うものとする。

第 19 条(地位の承継の届出)

法第 44 条の規定による開発許可の地位を承継した者は、遅滞なく様式第 44 号による地位の承継届に、地位の承継をしたことを証する書類を添付して市長に届け出なければならない。

第 20 条(地位の承継の承認)

1 法第 45 条の規定による地位の承継の承認を受けようとする者は、遅滞なく様式第 45 号による地位の承継の承認申請書に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

ア 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類

イ 省令第 16 条第5項に規定する様式第7号による資金計画書

ウ 様式第 11 号による申請者の資力及び信用に関する申告書

2 審査が終了したときは、決裁を受け、様式第 46 号により申請者に地位の承継の承認の通知をするものとする。

なお、事業廃止を前提とした地位の承継の申請に対しては、あらかじめ現地を調査し、公共施設の機能回復措置及び防災措置が必要と認められる場合には、地位の承継の申請者が、当該措置を施行する能力及び意思を有していることを書面により確認するものとする。

第 21 条(開発登録簿)

省令第 36 条第1項に規定する開発登録簿(以下「登録簿」という。)の調書は、様式第 47 号によるものとする。

第 22 条(登録簿の写しの交付)

法第 47 条第5項の規定による登録簿の写しの交付の請求をしようとする者は、様式第 48 号による開発登録簿謄本交付申請書を市長に提出しなければならない。

第 23 条(登録簿の閲覧所)

省令第 38 条1項に規定する閲覧所の場所(以下「閲覧所」という。)は、都市整備部の執務室内とする。

第 24 条(閲覧時間等)

1 登録簿の閲覧時間は、午前8時 30 分から午後5時 15 分までとする。

2 登録簿を閲覧に供する日は、伊豆の国市の休日を定める条例(平成 17 年伊豆の国市条例第2号)に規定する休日以外の日とする。

- 3 市長は、登録簿の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は閲覧に供しない日を設けることができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

第 25 条(閲覧手続)

登録簿を閲覧しようとする者は、様式第 49 号による開発登録簿閲覧申出書に必要事項を記入して、市長に申し出なければならない。

第 26 条(行為の禁止)

閲覧者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 登録簿を閲覧所から持ち出すこと。
- (2) 登録簿をき損し、汚損し、又は加筆すること。

第 27 条(閲覧の拒否等)

市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、閲覧を拒否し、又は中止させるものとする。

- (1) 前条各号の規定に違反し、又はそのおそれがある者
- (2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者

第 28 条(開発行為及び建築等に関する証明書)

- 1 省令第 60 条の規定による証明書の交付を受けようとする者は、様式第 50 号による都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- ア 計画の建物等が法の規定に適合していることを証する書面
- イ 位置図(作成要領は別表1)
- ウ 土地の登記事項証明書
- エ 公図等の写し(作成要領は別表1)
- オ 敷地現況図(作成要領は別表1)
- カ 配置図(作成要領は別表1)
- キ 敷地断面図(作成要領は別表1)
- ク 敷地求積図(作成要領は別表1)
- ケ 建築物等の平面図(作成要領は別表1)
- コ 建築物等の立面図(作成要領は別表1)
- サ 現況写真
- シ その他市長が必要と認めるもの

- 2 市長が認める場合は、前項各号の図書の添付を省略することができる。

- 3 審査が終了したときは、決裁を受け、様式第 50 号により申請者に証明書を交付するものとする。

第 29 条(申請書の提出部数)

法、省令、規則及びこの手引きにより市長に提出する申請書その他の書類及びこれらに添付する図書等

の部数は、正本及び副本各1部とする。ただし、第 18 条、第 22 条及び第 25 条にあつては、1部とする。

第 30 条(開発審査会への付議)

法第 34 条第 14 号又は政令第 36 条第1項第3号ホ(法第 42 条第1項ただし書の規定による許可に際し準用する場合を含む。)の規定による開発審査会への付議に関しては、「伊豆の国市開発審査会付議事務処理要領」によるものとする。

第 31 条(手数料の納付)

開発行為等に関する申請等をする者は、伊豆の国市手数料徴収条例(平成 17 年伊豆の国市条例第 54 号)に規定する金額を、伊豆の国市会計規則(平成 17 年伊豆の国市規則第 31 号)第 17 条に規定する納入通知書により納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この手引きは、平成 20 年4月1日から施行する

(経過措置)

- 2 この手引きの施行の際静岡県開発行為等事務処理要領の様式により提出されている申請書等は、この手引きの相当する様式により提出された申請書等とみなす。